

旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン①

- 2020年の実現を目指している限定地域での無人自動運転移動サービス(レベル4)においては、当該サービスを導入する旅客自動車運送事業者が運転者が車内にいる場合と同等の安全性及び利便性を確保することが必要。
- 旅客自動車運送事業者が当該サービスの安全性及び利便性を確保するために対応すべき事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、ガイドラインをとりまとめ。
- これにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、その安全性及び利便性の確保を図っていく。

ガイドラインの対象

- ① 遠隔監視・操作者の監視等による安全確保措置を前提とした限定地域での無人自動運転移動サービス
- ② レベル4に係る技術の確立・制度の整備後における限定地域での無人自動運転移動サービス

※ 自家用有償旅客運送(道路運送法第78条)を実施する者が上記無人自動運転サービスを導入する場合も本ガイドラインの対象。

対応すべき事項

- ・ 交通ルールを遵守した運行の安全の確保
- ・ 旅客の安全の確保
- ・ 点検・整備等による車両の安全の確保
- ・ 運行前の点検の実施の確認
- ・ 非常時等の対応、連絡体制の整備
- ・ 事故の記録
- ・ 運行の記録
- ・ 事故やヒヤリハット事例を踏まえた対応
- ・ 運送実施のための体制整備
- ・ 旅客の利便性の確保

※詳細は次ページ

基本的考え方



対応すべき事項

旅客自動車運送事業者は、限定地域での無人自動運転移動サービスにおいても、以下の事項への対応により、運転者が車内にいる場合と同等の安全性及び利便性を確保することが必要。

	① 遠隔監視・操作者の監視等による安全確保措置を前提とした場合	② レベル4に係る技術の確立・制度の整備後における場合
交通ルールを遵守した運行の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の特性等を確実に把握した上で、適切なルート・エリアとすることや、保安基準の基準緩和認定制度に従って十分な代替の安全確保措置を講ずること等により運行の安全を確保すること ・通信の遅延時間が生じるといった車両の特性の把握等について、遠隔監視・操作者に対する指導監督を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する車両は、「自動運転車の安全技術ガイドライン」等で規定された安全性に関する要件に適合させること ・実際のルート・エリアは、設定された走行環境条件内で、適切な範囲に設定すること
旅客の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地から車内外の状況を把握できるカメラ等を活用しつつ旅客の状況に注意して乗降口の扉を開閉する等、旅客の乗降時の安全を確保すること ・車内アナウンス等により、走行中は旅客を立ち上がらせないようにする等、乗車中の旅客の安全を確保すること 	
点検・整備等による車両の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の保守管理及びサイバーセキュリティを確保するためのソフトウェアのアップデート等の必要な措置を講じること ・自動車製作者等が定める各車両に固有の点検整備方式にも十分配慮した保守管理が適切に行われるようにすること 	
運行前の点検の実施の確認	運行前に運行の安全を確保するために必要な車両・システム等の点検が実施されたことを確認すること	
非常時等の対応、連絡体制の整備	運行中断、死傷者発生、天災等の状況を適切に把握し、それぞれの状況に応じて対応すべき事項について、 (A) 運転者以外の乗務員を乗車させて対応すること (B) 運転者以外の乗務員を乗車させず、現場急行体制の整備等、遠隔地から適切に対応するための体制を整備して対応すること のいずれかにより、同等の安全性及び利便性を確保するように対応を行うこと	
事故の記録	事故発生時、システムの作動状況、車内外の映像等の状況把握に必要な情報を適切に保存すること	
運行の記録	遠隔監視・操作者により運行の記録を残すこと	運行の記録を残すこと
事故やヒヤリハット事例を踏まえた対応	遠隔監視・操作者に対する事故やヒヤリハット事例を踏まえた指導を行うこと	注意を要する区間を徐行させる等のシステムの設定を行う、システムを用いた運行を中止した上で自動車製作者等に改善を求める等の対応を行うこと
運送実施のための体制整備	運行情報の入力、運行中における車両位置の把握、回送板の掲出(タクシーのみ)、早発の禁止(乗合バスのみ)、運賃及び料金、払戻し等を行えるようにすること	
旅客の利便性の確保	苦情処理、旅客及び公衆に対する応接等の対応や高齢者、障害者等に対する介助等の支援を行えるようにすること	